慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争（其の一）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.2 (1918. 2) ,p.157(1)- 190(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19180200-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に依りて誘致せられんとせしものに非ずして、一大商會が營業方針宜しきを得ざる爲めに破綻に瀕せし結果として將さに勃發せんとせし現象に外ならず。（註）

註　本節に説述せる史實は主として Ellis T. Powell : The Evolution of the Money Market, London 1915 並に O. Huftegger : Die Bank von England, Zurich 1915 に據れり。尙ほ、英蘭銀行割引歩合に就きては A. H. Gibson Bank Rate, London 1915 を參照せり。

第五節　結　論

之を要するに恐慌は根本的に論ずれば、企業の旺盛、對外投資等に基づく信用の過度の膨脹に依りて誘致せらるゝものにして、此信用の膨脹が或る程度に達したるときに、大規模の取引を行へる個人又は會社が破綻の悲運に陷るりなば、予の所謂信用網は茲に一大龜裂を生じ、其時迄緊張せし組織は俄然崩壞するに至るなり。從つて此最初の破綻の現出は恐慌の近因又は導火線とも稱するものならんか。而して、有力なる一商會若しくは會社が支拂停止の運命に遭遇するは、前節に於て略述せし英國の恐慌に於て之を觀ることを得るが如く、高率の利子を提供せざれば資金の融通を仰ぐこと能はざるが爲めに非すして、寧ろ何等かの理由に依りて其信用地に墜ちて利子の高低に拘らず資金の借入又は債務の借替を行ひ若しくは支拂の猶豫を求むることを得ざるに起因せり。勿論、恐慌には金融の逼迫、金融の逼迫には金利の騰貴の伴ふものなれども、單に上文に於て説明せし英國の事例のみに依りて斷定を下だし得ると假定せば、金利の騰貴は夫れ自身に於て必ずしも債務者をして破産せしめ、從つて夫れを通じて恐慌を誘致するものに非ざるなり。

三田學會雜誌　第十二卷第二號

論　説

十七世紀の英國に於ける利子論爭（其の一）

高橋誠一郎

(1)中世の英國に於ける利子徵收の禁止

William 勝王の英國遠征は一面に於て十字軍の性質を具有せり、而して大僧正 Lanfranc 及び聖 Anselm に依りて斷行せられたる敎會改革は總て此の國に於ける羅馬法王の勢力を强大ならしむるに資せり。諸曼征服の以前に在りて、Anglo-Saxon の諸王は敎界及び俗界の法制編纂に從事せしが、William が僧正廷の事業を州奉行廷

のそれより分離せしむるに及び、屢次羅馬に控訴するの道を開き、茲に教會法研究の氣運を復活せしむるに至らしめぬ。英國に於ける中世教會法研究の眞始祖は Canterbury の大僧正 Theobald（一千百三十九年―同六十一年）にして、其の法典編纂は Henry 三世の御宇に始れり。法王 Alexander 三世は Canterbury の大僧正及び其の副僧正に對して「高利の利得を圖るは啻に僧侶のみならず、あらゆる他の人々に取りても危險なるものなるが故に、余は彼れ等が質物として占有することを認められたる領地又は森林より、彼れ等が貸與せる元本並に管治の費用を受理したる者をして、宗教上の刑罰に依りて、當該質物を還付せしむ可きことを汝等に命ず」との勅令を發したり(X., lib. V., tit. 19, c. 2)。質物より費用を控除して元本を受理したる後、更に其の所產を收得するを禁じたる Salisbury の僧正 Richard Poore（或は Poor に作る、一千二百十七年―同二十八年）の法令亦此の時代に屬す。當時の英國教會法學者にして利子問題を取扱へる者に Thomas Chabham（或は Chobham、一千二百三十年の交に於て生存せし人）あり。De Casibus et Poenitentiis. 及び Casus aliquot de pignoribus et in quibus latet Usura. の著を作せり(是等兩書は共に寫本として大英博物館に所藏せらる)。彼れは Usura を以て incrementum fenoris abusu cris crediti と做し、遍く利子を包含す可き廣汎なる定義を採用せり。

然るに Henry 五世の治世に於ける英國内の教會法を蒐集したる William Lyndewode(Lyndwood) の Provinciale. 中に於て、教會法の條規は確然英國に於て採用せられ、同國の權威ある教會法たるに至りしものあるを示すに拘らず、其の内に於て Canterbury の聖 Edmund Rich に由りて發せられたる「擔保物件より生じたる果實を以て其の貸與せる高、並に費用を受理したる後、尙ほ之を保留するは高利なるが故に、吾人は何人と雖も、之を爲すを禁ずる」の戒律を見るの外(同書 lib. 3, tit. 10, ed. Oxford, 1677, p. 160.) 殆ど全く Usury 若しくは之に類似せる項目を發見する能はざるは、地方教會條令が羅馬教會の一般的規定に對する補遺と看る可きものたるを示すに基因するには非ざるか。而も一部論者の如く、是を以て利子徵收を普通法（コンモン、ロー）違犯と看做し、其の裁判權を俗界の法律家の權限に讓りたるものと觀るは非なり。第十二世紀の初期に成りしものと認められ、Laws of Edward the Confessor として知られたる纂輯中に於て、Edward は高利に對する刑罰として沒收及び失效を命じたりと稱せらる。

然れども宗教裁判所の獨立强固と爲るに從ひ、利子に關する訴訟は寧ろ俗界の司法より分離するに至りしものなり。凡そ一千百七十八年に成り、Henry二世の時代に組織せられたる Exchequer の事務を叙したる Dialogus de Scaccario.（其の著者は恐らくは倫敦の僧正 Richard なる可きか）は「高利を貪れる僧侶若しくは基督教を奉ずる俗人に對し、彼れにして猶ほ生存せる間は、王權は何等の作用をも有せずして、彼れは其の地位に準じて斷罪せらる可き宗教裁判の權域に委せらる可きものなり」、而も若し彼れにして其の死に臨み、有效に悔罪するにあらざれば（即ち遺言に由りて彼れが其の不正の利得を取得したる者に對して賠償を行ふ可きを指定するにあらざれば）、彼れが財産（チャットル）は國王に由りて沒收せらる可きものなることを指摘せり（同書 II. ch. 10, in W. Stubbs, Select Charters. P. 229.）。是等兩裁判管轄權の權域は一千三百四十一年の律例に據りて確定せられたり、曰く「國王及び其の繼承者は死せる高利貸に對する裁判權を有す可し。而して神聖羅馬教會の法令は生ける高利貸に對する裁判權を有す可し。即ち彼れ等の罪業に對する神聖羅馬教會の判決に由りて、彼れ等を强制して彼れ等が神聖羅馬教會の法令に違犯して取得せる高利の賠償を爲さしむるは彼れ等のことに屬すればなり」と（Statutes of the Realm. i. 296.）。

然れども高利徵收の禁止は之を宗教裁判の權威に委して十分の效果を擧ぐること能はざりしが故に、早く既に一千三百六十三年の交に於て、倫敦市は特に Edward 三世に由りて ordinatio contra usurarios を發布するの權限を賦與せられたり。即ち國王は倫敦の市政府に對して令狀を發し、高利の恐る可き惡風及び不正を撲滅せんとする彼れ等の努力を嘉納し、彼れ等自ら之を所罰す可き正當なる布告を發し、市長、二名の市參事會員及び四名の平民より成る特別の法廷を構成するの權能を賦與したり。是に於て市長及び市參事會員は被害者に賠償を行ひ、市に同一額の罰金を納付するまで高利貸を禁錮するの命令を發したり。加之、這般の不正事を以て三度所罰せられたる者は永久に同市を去らしむ可く、從はざれば終身の禁錮に處す可きを命じたり（Liber Albus, in Munimenta Gildhallæ (Rolls' Series) tran. Riley, 318. 以下）。而して這般の契約は仲立人なくして行はるゝこと稀にして（下掲一千三百七十七年の訴訟の場合の如きも然り）、彼れ等は屢々兩當事者を欺瞞して、自己の利得を得る者なるが故に、自今此の不正事に對して仲介者として行動するの罪を犯し

たる者は初犯は一ヶ年の禁錮、再犯は永遠の追放に處せらる可きことを命ぜられたり。一千三百七十七年、市長及び市參事會員の前に齎されたる Ralph Cornwaille の訴訟に於て、債務者は三ヶ月十磅の借金に附せられたる二磅の支拂を免ぜられたるのみならず、高利貸 Walter Southous は其の要求せる利子の倍額を市に支拂ふまで禁錮せらる可く判決せられたり(Riley, Liber Albus, 340)。而も議會は仍ほ一千三百九十年の頃に在りて屢々教會裁判所の弛廢を訴へ、而して翌年更に明確なる decl-aratio usurce は倫敦市長に由りて發せられたり。同宣言は高利の罪を以て、由つて以て利得を收受す可き金若くは銀の貸與、又は確然危險を伴ふことなき約諾より成るものと定めたり(Liber Albus. 344.)。而して彼れ等は更に進んで仲立人に對して、彼れ等が市長の前に高利契約の締結に干與せざる可き宣誓を行ひ、一百磅に相當する保證を提供するまでは其の業務に着手す可らざるを命じたり。市の公簿は Henry 五世の時代に騰寫せられたる仲立人に對する宣誓の形式を登せたり(同書 273.)。

斯くの如き高利の所罰は爲替手形の形式を利用して有效に利子の徵收を實行し來りたる所謂「法王の商人」と稱する伊太利人に對する反感に由りて助勢せられたるものあること明かなり。彼れ等は一千二百三十五年の頃、英國内に於ける羅馬法王の收入を實物を以て徵收し、之を都市の市場に賣却して得たる代價を羅馬に送達せんが爲めに初めて此の國に來りしものなるが、彼れ等は軈て銀の大蓄藏を積聚し得て、自ら確實なる保證に對して之を貸出し、巧妙なる手段を以て法網を回避し利殖の道を計らんとするに至れり。是等の徒は一般に Caursines として知らる。(Matthew Paris は usuarii Transalpiniquos Caursinos appellamus. なる語を用ゐたり、Chronica Majora, Rolls' Series, IV. 245.)。Caursines なる名稱は恐らく Piacenza 附近なる Po 河流域の都邑 Caorsa より出でたるものなる可きも、如何にして此の都市が男色の鄉土たる Sodom と共に彼の詩聖 Dante が其の「神曲」中に於て地獄第七寰の最下層に置きたる高利貸の鄉土たるの不名譽を有するに至りたるかは明かならざるが如し(同曲 Inferno, XI. 49-51)。Matthew Paris の記する所に據れば國王も亦、彼れ等に對して巨額の債務を帶び、人民の窮迫に乘じて之を欺瞞すること惡辣を極めしかば、一千二百三十五年、倫敦の僧正 Roger は彼れ等をして其の惡業を廢罷せしめんことを說諭

せしも遂に其の效なかりしが爲めに、進んで彼れ等を破門し、其の管區、殊に「未だ曾て斯くの如き瘟疫を知らざりし」倫敦市より撤去す可きを命ずるの擧に出でたり(Chronica Majora (Roll Series) III. 331.)。而も彼の徒が羅馬に於ける勢力は頗る大なりしが故に、僧正は却つて之が爲めに同地に召喚せられ、彼れ等を放逐するの企圖を中止するの已むなきに至りぬ。一千二百四十年、彼れ等の惡業は旋て國王の注意を惹起し、彼れ等は放逐せらるゝに至りたるも、猶ほ其の多數は贈賄の手段に依りて英國内に潜在するを得たり(同書 IV. 8.)。一千二百四十五年、法王の使節が其の撤退を命ずるに及び、彼れ等の多數は一先づ英國を去れりと雖も、一千二百五十一年には再び彼れ等の多數を倫敦に見出したるのみならず、法王の商人として管長を蔑視し、貴顯の保護に籍りて(彼れ等の中には彼の徒に其の資財を委托して貸し出さしむる者すらありしと云ふ)下民を侮挑し大邸宅 (nobilissima palatia) を建設し殷富を極めたり。然も彼れ等が横暴は終に王權の發動を促し、其の多數は同年、俗界の法廷の判決に由りて禁錮の刑に處せらるゝに至れり(同書 IV. 422, 245.)。彼れ等が國家及び教會の法制を等しく回避し、法王をして彼れ等を保護せしむるを得せしめたる手段は頗る巧妙なるものあり。Matthew Paris は這般の消息を傳ふ可き興味ある證書を載せたり(Chronica Majora, III. 329)。是に由りて觀るに一千二百三十五年八月一日倫敦 New Temple に於て無利子を以て、全額を返濟する契約にて、四月二十四日に一百〇四馬克を Caursines より借り受けたる者あり。若し其の期日に於て該金額が提供せられざる場合には二ケ月毎に一割(年六割)の利子は他の費用の外に計上せらる可きものとす。該利子は表面上再三同金額を督促するが爲めに生じたる失費に對して支拂はるゝものなり。斯くて此の推諉に由りて利子徵收を禁止せる諸般の法典及び條規は回避せらるゝなり。此の修道僧の言説は明確は之に關する當時の感情を表明せるものと稱するを得可し、曰く「Caursines は交易の外觀の下に其の高利を覆ひ、而して之が如何なる名稱に於て呼ばるゝとを問はず、總て元本に附加せられたる物は高利たることを知らざるの風を裝ひて、窮迫者を其の窮乏に乘じて欺騙するなり。何となれば彼れ等は貧者を救助するが爲めに彼れ等に援助の手を延ぶることなくして、却て之を欺くが爲めに之を爲すものにして、他の饑餓に際して之を扶助するにあらず、而も彼れ等自己の貪慾を滿足せしむ

るが爲めに之を行ふものにして『動機は吾人が一切の行爲を標示す』るものなるが故に、彼れ等の貸付は慈善の道に於て存せざること顯然たるなり」云々と(同書III. p. 328.)。然れども斯くの如きは恐らく彼の徒の用ひたる唯一の法式にはあらざりしなる可し。Lincoln の僧正 Robert Grossteste は其の死に臨みて法王の商人及び爲替業者の行ひつゝある這般の苛求强取を痛歎せりと傳へらる。彼れ曰く、Caursin-ēは彼れ等より一百馬克(英國古貨にして十三志四片に相當す)を借り受けたるものに一百磅を年末に支拂ふ可きを約諾せしめ、彼れが一百磅を受理したる文面の證書に調印せしむるなりと(同書V. P 404.)

宛も Caursines が當時皇帝 Fredericus 二世との爭鬪に從事し、財政上に於ける彼れ等の援助を必要としたる諸法王の保護を受けて高利を營めると等しく、英國王の保護の下に之に從事せるものは猶太人なり。猶太人の最初の團體は諾曼征服の後、幾干ならずして William 勝王の招致に因りて Rouen より英國に來りたるものなりと傳へらる。彼れ等は國王の保護を享有せるも、而も亦斷えず彼れによつて勒索收斂せらるゝを免れざる純然たる其の資產物件として生存せり。彼れ等は如何なる法律の保護をも要求すること能はず、隨つて毫も彼れ等自身の存在を有するものにあらず、單に國王の財產の一部分として長く其の存在を持續せるなり、而して彼れ等の有せしものは總て彼れ等自身のものにあらずして、實は國王の所有に屬せるものなり。猶太人が庶民の暴行に對して自己の安固を保證し得たるは主として是に由るなり、而も彼れ等は這個の安固を得るが爲めに頗る高價なる代償を支拂はざるを得ざりしなり。William Rufus, Henry 一世, Stephen 及び Henry 二世より彼れ等は援助と奬勵とを受けしが、殊に兩 Henry 王よりして英國內を通じて其の欲する場所に赴くの許可を得、教會の物件を除くの外、彼れ等に齎されたる物は其の何たるとを問はず、之を購ひ、又は質物として受理するを得せしめ、地方的許可稅(トール)及び賦金並に地方裁判所の裁判權をも等しく免れて、其の隨意の都邑に定住するを得せしめ、而して最後に質物若しくは借地として土地を占有するを得せしむる等數多の特權を賦與せられたるを見るなり。彼れ等が斯くの如き王室の恩惠を享受したるは即ち彼れ等が王室の財政を豐富ならしむるに資せるが爲めなり。今日に傳存せる最古の Roll of the Pipe (Exchequer のパイプ狀古記錄)には猶太人の罰金

及び科料、並に利子を徵して貸與せる貨幣の回收に關し國王より受けたる援助に對する報酬として納付せられたる支拂の記入あるを見る。王室の歲入が約三萬五千磅なりし第十二世紀の後半に於て猶太人の貢獻せる所は年三千磅を降ることあらざりしなり。加之、彼れ等は地方の借圃よりの收入が徵收せられて新たに國王が現金の集積を得たる時、償還せらるゝの契約にて彼れに貸付を行ひ、以て其の財政を助けたり。斯くて彼れ等「王室高利貸」が漸次國內に跋扈して殷富を極むるに伴れ、彼れ等に對する國民の反感は次第に其の度を昂めたり。

猶太人の迫害は恰も Richard 一世が戴冠式の當時より始れり(W. Rye:-Persecution of Jews in England, in Anglo-Jewish Exhibition Papers. P. 173.)。彼れ等は新王の歡心を買はんが爲めに多數之に列席せしが、暴徒は宮城に於ける群集中に混入せる猶太人を虐遇し、爭鬪は旋て彼れ等が住宅の襲擊と爲りて繼續せられ、其の多數は放火せられ住民は悲酸なる死を遂げたり。此の兇惡なる先縱は Lynn. Bury St. Edmunds. Norwich. Colchester, 及び Lincoln. の學ぶ所となり、一部の青年十字軍士は Stamford の祭市に集れる多數の猶太人を屠りたり。然れども最も戰慄す可き慘劇は Joceus が Richard の戴冠式より歸るに及び York 市に於て演出せられたり(F. Drake:-Eboarcum. 一千七百三十三年版 P. 94)。彼れは强制的に洗禮を施されしが、這の强迫的の改宗を承認せざりしが故に、特に彼れは背敎者として憎惡せらる可き者と爲れり。彼れは巧に其の全財寶を携へて York 城內に避難し、猶太人は同所に於て自己を防禦するに努めたるも、而も心驕れる彼れ等は不心得にも城守を侮挑し、彼れをして自己の城內に入るを拒みたるが爲めに、彼れは Prémonté (一千百十九年聖 Norbert によりて創設せられたるもの)僧會員の說法に由りて更に一層激勵せられたる暴徒の指揮を行ふに至れり。斯くて多數の猶太人は Rabbi なる者の凛烈なる言說に動されて自害し、講和を提議したる自餘の者は彼れ等より巨額なる債務を負へる Richard de Malabestia の敎唆に由り暴徒の手に虐殺せられたり(前揭 Rye. P. 149.)。暴民は旋て同市の中央寺院に向ひ、同所に登錄せられたる證書を燒きて彼れ等に對する國王の請求權の證左を破毀したり。

是等暴動の結果として王室收入の蒙りたる損失と虐殺頻出の傾向顯然たると、の二事實は Richard 一世をして猶太人及び彼れ等に由りて提供せられたる收入の

安固を一層確保するの必要を感ぜしめたり。斯くて彼れは舊來の不正式なる保護に代ゆるに、王室行政の一分岐として完全なる猶太人の編制に着手せり。一千百九十四年、國王は Capitula de Judaeis を發し、猶太人に由りて行はるゝ貸付は必ず各都市に於て各二名の指定せられたる基督教徒及び猶太人並に吏員の面前に於てのみ行はる可く、債務の證書は之を二通作製し、一通は債權者たる猶太人に交付し、他は前記吏員の管理の下に封緘したる函中に藏せらる可きを命じたり(W. Stubbs.-Select Charters. P. 262.)。如何なる變更も此の函の守護者の面前以外に於て行ふ可らず。債務の支拂はれたる時、債權者は債務者に免除證を交付す、後者は之を守護者に提示し、之に對して彼れ等より函中なる證書を受理す。這個の證書函は約二十六市に存在す(Dr. C. Gross の The Exchequer of the Jews in England(一千八百八十七年)には其の市名を列記せり、同書 P. 20.)。斯くて大 Exchequer (往古の上級裁判所)の分岐として、其の專屬の判事及び吏員(十三世紀に入りて Justiciarii ad custodiam Judeorum assignati, custodes Judeorum 又は Justiciarii ad Scaccarium Judaismi として知られたるもの)を有し、基督教徒及び猶太人の間に於ける、あらゆる訴訟に對する裁判權を有する Exchequer of the Jews なるものが Westminster に設立せらるゝに至りしも恐らくは此の時代なる可きか。是に至つて、彼れ等は其のあらゆる所有物の報告を王室の官吏に呈示し、且つ其の監督の下に彼れ等の業務を取行はざる可らざるが故に、國王によりて賦課せらるゝあらゆる負擔より免るゝことは全然彼れ等に取りて不可能と爲れり。時に國王は其の寵臣に對し、猶太人の質權者が請求權を有する土地の贈與を行ひ、時に猶太の債權者に對する基督教債務者の義務を免除せり。加之、一千二百十年 John は猶太人を却掠し、彼れ等をして宛も犬の如く食を獵りて市中を徘徊するの窮狀を極めしむるに至らしめたり(Chronicles of Lauercost. P. 7.)。Henry 三世は一千二百三十年、彼れ等より其の財産の三分の一を强請し、同九年には他の三分の一を、四十一年には二萬馬克を、四十六年には、六萬馬克を徵し、更に同四十三年、四十四年、五十年、五十一年、及び五十四年に於て巨額の强取を行へり。爲めに一千二百十年には多數の猶太人は國外に去り、而して一千二百五十四年及び其の翌年、彼れ等の代表者は國王に向つて全團體悉く同國を去るの許可を哀願せるも、遂に拒絕せられたり。第十三世紀の或る時期に於ては彼れ等の每年平均の貢付のみにて五

千磅を算したるが（Papers read at the Anglo-Jewish Historical Exhibition. P. 195.）。其の外、沒收、罰金、科料、相續上納金及び各種の冥加金等を積算せば蓋し驚く可き巨額に達せしなる可し。

而して彼れ等が常に斯く高價なる犧牲を提供しつゝありしに拘らず、彼れ等の享得したる特權は永く其の安固を保持すること能はざりき。彼れ等が英國内に於ける定住の權利は漸次彼れ等より奪ひ去られたり。Henry 三世及び Edward 一世より Derby, Leicester（Simon de Montfork により、James Thompson:-History of Leicester. 一八百四十九年版 P.72）Newbury in Berks, Newcastle, Romsey, Southampton, Winchelsea, Windsor, Wycombe 及び Wales に於ける九個の邑（バロー）は猶太人の定住を禁止するの許可を得（Gross: Exchequer of the Jews. P. 20.）、一千二百四十五年には國王の許可を得たる場合の外、自今從來猶太人が居住するの慣例なかりし都邑に定住するを禁止するの一般的命令布告せられたり。加之、彼れ等は一千二百〇四年には倫敦に於て、同三十四年には Norwich に於て、其の後更に Oxford 及び Bristol に於て暴徒の於めに劫掠せられたり。

猶太人に對する國王の課稅權は軈て人民に對する間接の課稅權なるを知る者は又、利子は未成年の期間に於て累積す可らず、而して債務者の寡婦は其の養口產を享得す可きを命じたる大憲章（マグナ、カルタ）の條項が正に國王を制肘するが爲めに規定せられたるものにして、一千二百九十年に於ける猶太人の放逐は恰も憲法上の要求に對する讓步として憲章確認の一種と見る可きものなることを明かにするを得可し。而して一千二百五十七年の交に於て、小バロオン等は猶太人が往々にして貸金請求權を當時の權門に讓渡し、後者は是に由りて猶太人に對して支拂の擔保に供せられたる土地の所有を得ることを愁訴せり（Petition of the Barons, § 25, in Select Charters. 385-6.）。內亂に先立てる憲法上の爭議に際し、全バロオン黨は國王が其の支出の拒絕せられたる時、猶太人に依賴することを得るが故に、其の改革に對する努力が失敗に終るを見たり、而して Great Council（Curia Regis Magna, William 勝王がサクソンの國會と諸曼の封建の法廷の特色を結合して創設したるもの）は表面上殆ど何等の效果なかりしも、猶太人の收入管理に關與せんことを企圖せり。斯くて內亂に乘じバロオン等は其の公私の利益よりして猶太人を攻擊するの機會を逸

することなく、一千二百六十二年より同八年に亘りて倫敦、Worcester, Cambridge, Winchester, Canterbury, Exeter, Northampton 及び Lincoln の猶太人は或は De Montfort により、或は其の子及び黨與により、或は其の死後、彼れの黨派を代表せる剽盜によりて劫掠せられたり。Henry 三世は既に王領地の保有者をして彼れ等の土地を猶太人に對して擔保に供するを禁止したるが(Norfolk Antiquarian Miscellany, i. 328)、Edward 一世は王領地と等しくあらゆる采地の保有者に屬する土地を防護し、之を猶太人及び宗教團體の手に歸するを制止し、以て封建の制度の混亂を救濟せんことを企圖したり。斯くて這般の政策は武士階級の偏見と一致し、彼れ等の歡迎を受けたるのみならず、教會も亦猶太人に對して其の土地を擔保とせるもの多かりしが故に、之に贊同するに吝ならざりき。加之、這般の制限に由り王室收入の蒙りたる損害は恰も前述せる Henry 三世の强取、バロオンの攻擊に由りて猶太人の窮乏を來したる後なりしを以て案外に些少なるものなりき。即ち一千二百七十一年には猶太人よりの全收入は僅に二千馬克と積算せられ(Rymer :-Fœdera. i.4 82.)、Edward 一世の治下に在りては彼れ等の貢献する所は數百磅に過ぎざりしことありと註せら

る(Public Record Office :-Exchequer of Receipt, Jews' Rolls) 斯くの如き情勢に基き、一千二百六十九年、今後債務支拂の保證として猶太人に對し土地を擔保に供するを禁じ、既に締結せられたる前記契約の或る物を無效ならしむるの條例發布せられ、次で翌七十年、之に次ぐに曾に擔保に由るのみならず、購入に由りても英國の土地を取得するは猶太人に取りて不法にして、彼れ等の所有せる土地は總て之を基督教徒の原所有者に歸屬せしむ可きことを命令せる第二の條例を以てせり。次で一千二百七十四年 Lyon の大法會議に於て Gregorius 十世が如何なる教會、團體若しくは個人と雖も、外國の高利貸に家屋を貸與し、又は之を其の土地に居住せしむることを許さず、須く三ヶ月以内に之を追放す可く、若し之を遵奉せざる者、高僧なる時は其の土地は禁令の下に置かる可く、若し又、俗人なる時は其の宗教裁判官に由りて宗教上の譴責を受く可し、而して悔改めざる高利貸、即ち返還を行はざるものゝ遺言は效力なきことを命ずるに及び(Liber Sextus, lib. 5. tit. 5 (de usuris), c. 1 及び 2)、Edward は其の趣旨を奉じて、更に自今、猶太人は何人と雖も、英國内に於て高利貸を行ふ可らず、總て擔保物件を保有する者は其の貸與したる金額の償還を受けたる後、之を

次の復活祭以前に其の所有者に還付す可きを命じたる條例を發布したり。而して猶太人は新に商工業を行ふの許可を得たるも、彼れ等は以後王領の都邑に局限せられ、而して其の同邑内の居住者と共に敎區（スコット、エンド、ロット）の課税を受けず、市民權を享有すること能はず、從つて又「坐」に加入するを許されずして、國王に由りて其の隷民として別箇の課税を行はれたるが故に、斯くの如き社會的地位を有するものが到底有利なる業務に從事すること能はざりし事實は中世に於ける社會組織を知悉する者の容易に推知し得可き所なる可し。斯くて彼れ等の内、比較的巨額の資本を支配し得たるものは羊毛及穀物の問屋の如き「坐」に加入するを要せざる業務に從事し、他は隱密に高利業を繼續し、或は貨幣の剪截を行ふの罪を犯す者あるに至りぬ。一千二百八十六年、猶太人の信仰及敎義が基督敎の異端者に及す影響を虞れたる Honorius 四世が此の點に關する敎會法の命令を施行す可き英國僧正等の努力に滿足する能はずして Canterbury 及び York の大僧正並に其の副監に特に命令を發して、あらゆる手段を盡して彼れ等の交通を制限せんこと覓むるに及び、Edward は一千二百九十年、終に最後の勅令を發し、一萬六千の全猶太民に對し、死を以て英國より撤去す可きを命じたり。彼れ等は彼れ等と共に其の動産物件を携帶するを許されたるも、而も其の債權及び家屋は國王の手中に歸せり。第十三世紀に於て彼れ等が一般に徵したる利率は一磅に對し一週二片、一ヶ年約四割三分三厘なりきと云ふ（前掲 Gross. P. 40. 尙ほ Close Roll, 32 Henry III. は彼れ等が四割五分を徵したるを示せり。）而して斯くの如き高率の利子を徵したる猶太人の資本は當時の商企業に取りて殆ど利用の道存せずして、多くは十字軍に赴く武士階級、並に敎會建設の必要に迫られたる僧院によりて利用せられしものなり。而して Robert Grosstestе が總長たりし時、年收二馬克以下なる牛津の學徒に對して、被服又は書籍を典物として無利子を以て貸付を行ふ可き聖 Frideswide の「函」（チエスト）を設けしは全く彼等をして這般の高利より免れしめんとの動機に發したるものなり。彼れは又 Winchester 伯爵夫人に書を寄せて、苟も基督敎國の統治者たるものは猶太人が苛求の結果より利益を收受す可らざるを主張したり（Epistolæ, Rolls Series. P. 36.）。

然れども Edward 一世をして敢然猶太人の放逐を斷行するを得せしめたる最有力なる原因は當時既に彼れ等に代りて新たに王室の保護を受けたる金貸の一團

が發生しつゝありて、彼れ等は其の偉大なる資力を以て常に國王の必要に際して彼れを援助したること是なり。是、即ち伊太利商人なり。法王の要求に因りて資源を枯渇せしめたる Henry 三世は其の金銀の延板を保證として Sienna 商人より五百五十磅を借り入れ、Lucca の商人は英國より Paloestina に於ける Edward 親王に送金せしが、一千二百七十五年に制定せられたる關稅は屢々 Firenze の Frescobaldi 商會に讓渡せられ、彼れ等は又金融業の經營者と爲り、一千三百〇三年、外國人に對して課せられたる新稅の受負人たるに至れり。當時英國に於ける外國商人の經濟的地位を確保するに與つて力ありしものは一千二百八十三年の商人條例（Statutum de Mercatoribus, II Edwar I.）即ち Statute of Acton Burnell にして、其の前文に言へるが如く、商人等は速かに其の債權の回收を得可き何等の法制存せざるが爲めに損害を蒙ること多く、隨つて多數の商人は其の商品を齎して英國内に來るを欲せざりしの實あり。然るに同條例は彼れ等に對して其の債務者を市長に訴ふるの權能を賦與したり。若し債權者にして其の債權を立證し得たる場合には債務者は一定期日に於て之を支拂ふの義務を承認せる印章を債務證書に押捺せざる可らず。若し債務者が支拂の義務を履行せざる時は、市長は直ちに其の債務の額に達するまで其の動產物件を賣却するを得るものなり。若し買手存せざる時は同額まで動產物件を債權者に交付す可きものとす。若し債務者が市長の權域内に何等の動產物件を有せざる時は、市長は大法官に對して告發の手續を爲し、後者は債務者が動產を有する州の奉行に對して之を差押ふるの令狀を發す。若し債務者が何等の動產物件をも有せざる時は、彼れ若しくは其の友人が示談を調ふるまで禁錮せらる可く、其の間債權者は彼れに麪麭及び水を供給す、而して其の費用は債務に加へらるゝなり。若し債務者が保證人を立つる場合には彼れ等保證人は債務者が自ら支拂の用に充つ可き十分なる財產を有せざる時に限り、同一の手續を受くるものなり。而して外國商人は債務の償還を受くるに至る期間に於て彼れ自身を扶持す可き費用を本債務に添加するの權利を認められたり（Statutes of the Realm. i. 54.）。本條例は Acton Burnel 及び倫敦、York 並に Bristol に於て施行せられたるが、州奉行が往々にして惡意及び誤れる解釋を以て其の執行を遲延せしむるの非難大なりしを以て更に一千二百八十五年、Statutum Mercatorum の制定を見るに至れり。同

法は前者に比し、遙かに曲解の餘地なき明白なるものにして、祭市に於けると等しく國王の指定し得可きあらゆる都市に於て同一の便益を與へたり。是等の利益は此の制度の下に於て債權者に由りて濫用せられ、擔保に供せられたる土地の取戻權を閉鎖し、其の所有權を取得す可きの虞あるが故に、本條令の適用は商人及び商品の販賣に因りて發生したる債務に限定せられ（Statutes of the Realm. i. 99.）、次で一千三百十一年、債權に對する承認が特に一般人民より選出せられたる「最も確實にして且つ最も富裕なる人々」の面前に於て行はる可き十二の都市を明記せり。Trent河外の諸州及び同地方に來り住する商人に對しては Newcastle, York 及び Nottingham、南部及び西部に對しては Exeter, Bristol 及び Southampton、自市の商人に對しては Lincoln 及び Northampton 倫敦及び Canterbury, Shrewsbury 及び Norwich 是なり（5 Ed. II § 33. Stat. of Realm. i. 165.）。加之、一千三百〇三年の Carta Mercatoria 以後に在りては外人と英國人との訴訟に際しては陪審官は半ば英人、半ば當該外人の本國民より組織せらるゝに至れり。Edward 二世は Frescobaldi 商會に對する父王の債務、五萬六千五百磅、Bellardi に對する一千八百磅、Bardi に對する四千六百磅を支拂ひ、且つ Frescobaldi の債權に關する告訴を受理し、國王のそれと等しく彼れ等の債權を取立つ可きを Exchequer の判官に命じたり。一千三百〇九年、彼れは Lucca の商人 John Vanne (Van) 及び其の組合員に市民權を賦與し、而も之に伴へる課稅を免除したり。

然れども英國民にして資本の蓄積を得たる者は既に總ての金融業務に以て彼れ等 Lombards に對して競爭を開始したり、而して當時の議會は熱心に本國人に與し、手痛く伊太利商社の非行を難じたり。一千三百十二年國王は法王に書を送りて關稅の利潤に關する詳細の報告を爲さずして羅馬宮廷に向つて去りし Frescobaldi の逮捕送還を求めたるが、而も彼れ等は其の生命又は身體を害せらるゝことなかる可きを約したり。同年、人民の不平は終に彼れをして Edward 三世の十六年に再施せらるゝに至りたる「新稅」を廢止し、外國人は關稅の受理を禁示せられ Frescobaldi は決算の報告を致すまで拘留せらる可きものと命ぜられたり。佛蘭西との戰爭に際して經費を要すること大なりし Edward 三世は本國商人に對して負ふ所大なりしと同時に又、屢々伊太利人に依賴せざるを得ざりき。國王の窮迫を熟知せる彼れ等は頗る高率の利子を徵し、且つ擔保を要求すること甚だ細心なる

に至れり。斯くて一千三百三十九年國王は Anvers より書を發して彼れは非常なる困難を以て著しく高利に陷れる (incidentes graviter in usurias) 債務を契約せり (Rotuli Parliamentorum. II. 121, No. 26.)、而して彼れの歸國まで何等の俸給をも諸大臣に支拂ふ可らず、而も Exchequer に納付せらる可き總ての收入は蘇格蘭人に對する防備及び Bardi 並に Peruzzi に對して負へる金額を除き、全部彼れに送達せらる可きを命じたり (Rymer, Foedera, II. ii.)。四日の後、彼れは Lucca の一商人と債務を締結し、若し其の支拂期を過つ場合には Derby, Nottingham, Salisbury 及び Suffolk の各伯爵は此の大金貸の許容なくして海を渡りて歸國することなかる可きを約したり。而も彼れ等が斯くの如く細心の注意を怠らざりしにも拘らず、彼れ等に對して加へられたる壓迫は遂に其の資源を枯渴せしめ、國王に對して九十萬金フローリンの債權を有したる Bardi 及び六十萬の債權を有したる Peruzzi は一千三百四十五年一月を以て破產の悲境に沈淪せり。斯くて彼れ等が猶太人より繼承し得たる地位は一部分 Flanders 銀行家の一團に由りて占むる所となりしが彼れ等も久しからずして Wat Tyler が謀反の犧牲と爲り、大體に於て這般の有利なる事業は外國人の手を去りて英國民自身の手に歸するに至れり。

Lombards は尙ほ英國內に於ける商取引を繼續し、爲替手形の賣買を行ひしが、而も彼れ等は終に永く其の金融上に於ける重要の地位を恢復することなかりき。然るに第十五世紀に及び Firenze 人は Venezia 人の例に倣ひて同國と直接貿易を開始し、彼れ等の大船は彼の一千四百三十六年に現れたる Libelle of English Polycye. に所謂、平凡なる物品を齎して (The grete galleys of Venees and Fflorence be wel ladene with thyng of complacence. 汝々、Libelle of English Polycye, in Political Songs, Rolls Series. II. 173.) 有用の財貨を拉し去り、殊に彼れ等伊太利商人は爲替手形に由りて王國より貴金屬を空竭せしむるものなりとの信念に捕へられ、庶民院に於ては屢々彼れ等に對する非難の聲を聽けり。薔薇戰爭の休止と共に著大なる信用制度の發達起り、爲替手形に對する利子の徵收は仍ほ敎會及び輿論の非難を免れざりしと雖も、本國民の金融業者は漸次英國內に增加し來り、Henry 七世の即位と共に再び反動の勢を增加するに至れり。是に至つて敎會法の實際的影響は復も大ならんとす。

是より先、一千三百四十年、Kent の修道僧 Dan Michel 其の佛文より飜譯せる Ayenbite

of Inwyt.なる懺悔僧用の手帖に、貧婪の第八は現世の利得の爲めに交易を行ふとにして、そは特に七つの手段を以て行はるゝが中に、之が第四として時間を闊ぐと、即ち利子の徴收を算へ、猶ほ高利を七個に區別し、「第一は貨幣を以て貸付を行ひ、而して貸主は元本の高以上に貨幣若しくは彼れが質物として取得せる馬匹、穀物、葡萄酒又は土地の果實に由りて利潤を取得し、而して彼れ等を償還の一部と認めざるものなり。更に是よりも不正なるは債權者が時に、毎期贈與を受くる場合に於ても、高利の割合を上ぐるが爲めに年内に屢々支拂を要求し、而して彼れは往々利子を債務の元本中に組み入るゝこと是なり。是等は不正にして而も巧妙を缺ける高利なり。愼重なる債主は利潤に對する契約を締結せずして貸付くるものなり。（中略）。高利の第二の體樣は自ら貸付くることを爲さゞるも、彼れ等の父若しくは彼れ等が相續したる者の富が高利に由つて取得せられたるものに關するものなり。第三の方法は彼れ等自身の手を以て貸付くるを恥じ、其の使雇者又は他の者を通じて貸出すものなり。彼れ等は即ち金貸の親方にして、彼の猶太人及び其の他の高利貸の後援を爲し、彼れ等より貧民の財貨の賠償金を受理して國家を破壞せる著名の人物も亦、這般の罪を免るゝと能ざるものなり。次ぎの方法は自ら低利を以て借入をなし、而して高利を以て貸出す小金貸の行ふ所のものなり。第五の方法は或人が當時に於ける價値以上に或物を賣却し、若しくは更に不正なるは彼れが其の商品の著しく需要せらるゝ場合に其の價値の二倍乃至三倍に賣却する際に行はるゝ所なり。斯くの如き賣買は試合に出場せる武士を破滅せしむるものにして、彼れ等は彼れ等より抵當として其の領地を取得し、永く之を還付するとなきなり。他の者は穀物又は葡萄酒の如き物品を其の價値の半ばを以て購入し、而して其の價値の二倍以上に賣却し、若しくは其の稀少なる時期を期待し、彼れ等が高價なる際に再び賣却するの意思を以て收穫時又は其の殊の外、低廉なる時に彼れ等を購入し、他は又、未だ實らざる穀物又は花時に於て葡萄を購入するなり。高利の第六の體樣は彼れ等が利益の分配に與るも、損失には關與せざるの條件にて商人に貨幣を貸付くるものなり。（中略）。而して最後に第七の形態は其の貧しき隣人の窮迫に際して、極めて少額を貸與し、彼れ等をして自己の爲めに勞作せしめ、其の貸與せる一片に對し三片に相當する勞作を取得するものなり」（Ayenbite of

Inwyt, ed. Early English Text Society. 35. 44.) と說けり。

次で、一千三百六十二年 W. Langland の Piers Plowman. 現れたり(本著は一千三百七十七年及び九十三年に改訂增補せられり)。著者は本書中に於て七個の至大なる罪業を犯したる者をしてそれ〴〵其の懺悔を行はしめたるが、中に就きて「貪婪」あり。彼れは小僧たりし時、虛言を吐き、秤量を詐ることを學び、更に Winchester 及び Wey の大祭市に其の主人の商品を販ぎて不正の智識を增大し、呉服商の間に在りて反物の尺度を瞞着し、其の長さを增加するが爲め之を伸張する不正の手段を知り、最後に Lombards 及び猶太人より高利貸の業務を習得するなり。擔保物件は貸金よりも價値大なるを以て、彼れは出來得る限り之を押收せり。而して債務者が其の支拂を遲滯せる時、彼れは幾多の莊園を押收するを得たり(彼れは慈悲心深くして貸與する善人に關する聖歌の詩句を引用し I have more manors thro' rerazes than thro' miseretur et commodat と稱したり)。彼れは又時間は共有の財產なり (tempus, commune omnia)、賣買の目的物たるものにあらずと言へる舊來の主張を轉用して、彼れより借財を爲すものは「時間を購ふなり」と說けり。茲に「悔罪」は現れて、彼れが不正の利得を還付するにあらざれば、決して宥免せらるゝことなかるべきを示すなり (The pope and all his penitencers, power them faileth to assoil thee of thy sins, sine restitutione nunquam dimittitur peccatum nisi restituatur ablatum. Text A. Passus V. II. 107以下)。是より約一世紀を隔てゝ英國西部の僧院に於ける僧會員たりし John Myrc なる者、一千四百五十年の頃、教區僧侶の爲めに Instructions を草したるが、彼れ等は本書中に於て其の教區民に對して、啻に「十三片を取得するが爲めに十二片を貸與する」は罪惡たるのみならず、餘りに高價に貨物を賣却するも亦不正なることを告ぐ可きことを教示せられたり。而して同書に掲げられたる破門の形態中には利得を受くるの目的を以て、貸與の時期に於て賣却し得可きよりも高價に對して一定期日まで其の資本(catall)を貸付くる高利貸を包含せり(Instructions, Early English Text Society. 22.)。Myrc は尙ほ悔罪に際して糺問す可き諸事項を掲げたるが其の中に於て吾人は Hath any mon up-on a wedde borowet at the ogh̃t in nede and afterward when he pay wolde, hast thou then hys wed wythholde? For thagh he fayle of hys day thou schuldest not his wed wyth-say. Hast thou i-land any thynge to have the more wynnyge? の問に逢着するなり(同 39.)(Ashley:-Econonic History.

II. 46r-2.)。

而してHenry七世の治下に於て其の政策を指導したるものはJohn Mortonなり。彼れはCanterburyの大僧正にして、大法官たり、後、樞機員たりし人なり。彼れは又、當時の宗教裁判所に於ける一大權威たりし教會法學者なり。彼れは一千四百八十七年、議會の開會に際して「高利及び不正の爲替に對する貨幣の無益にして不純なる使用」を抑制す可きを說き(Bacon:-History of the Reign of King Henry VII., in Works edited by J. Spedding, R. L. Ellis and D. D. Heath. VI. 79.)同會期中に是等の兩者に對する法案の通過を見るに至れり。同法案は新事業(New chevesaunce)の名稱の下に一定時期より一定利率の發生す可き貨幣の貸付を以て有罪と規定せり。Acte agaynst exchaunges and rechaunges は特に融通手形に對して規定し、Acte agaynst usury and unlawfull bargaynes. は高利に關する教會法が回避せらる可き方法を例示せり(3 Henry VII. c. 5. Statutes of the Realm, II.5.14)。彼れ等は時に純然たる賣買の形式を取るも、而も賣却せられたる貨物は債務の履行にして、債權者は之に對して低廉なる價格を前拂ひするなり。教會法學者の所說に據れば由來貨幣は使用に由りて消費せられざるfungiblesにあらずして、實體より其の使用を分離すること能はざるconsumptibleなり。即ち貨幣は交易の作用の爲めに案出せられたるものなり。然れば貨幣の第一且つ主要なる用は其の消費にあり。斯くて貨幣其の物の還附以外に其の使用に對する價格を受理するは其の性質上不正なるものなり。されば彼れ等は時に債權者が用を分離するとなくして享樂し得可き馬匹の如き擔保物件を交付するによりて行るゝなり。時には又債務者に對して信用を以て貨物の假作の販賣を行ひ、債權者は之より少額なる現金の支拂を以て之を買ひ戻すなり。而して債務者に對して記入せられたる高は元本及び利子を包含し、貨物は債權者の手中に殘存するなり。時には空爲替(Cambium siccum)を使用し、或は利子の目的を以て進物を約するが如き是なり。本法は後の法案の起草者の言に徵するに、其の規定巧緻を缺けるが故に失敗に終りたるを以て、一千四百九十五年Mortonは再び議會に於て這般の罪惡に關して演說し、新たにActe agaynst Usuryeを提出せり(11 Henry VII. c. 8, Statutes of the Realm. II. 574.)。新法は債務締結の當時、利子を約定するを以て犯罪と倣せるも、而も「貸與せられたる貨幣の不支拂に對する適法の違約金を除き」(Saying

lauful penalties for noupayment of the same money lent)云々の法文は契約違反に對する正當と看做し得可き科金(usura punitoria 又は poena conventionalis)を定むるを許すが故に、茲に再び回避の道を與へたり。販賣及び轉賣は債務者が窮迫の場合には不法のものと定められたり。債權者が中間の利益を占むるの理由を證明し得ざる土地抵當權の取得は不法なり。即ち債權者が利子として之を受理するを是認す可き貸付に伴へる何等の危險存せざるが故なり。利子は元來債務不履行に因りて生じたる相手方の現在の地位と契約の履行せられたる假定的の場合に於ける地位との相違、即ち id quod interest を賠償するものなればなり。而して何等の損害なく、何等の危險存せざる所には何等の利得なしとは當に正當なる商取引の箴言なればなり。然れども其の反定理として債權者が其の元本を喪失するの危險を冒したる場合には債權者をして其の年收穫を取得せしむる土地抵當債務は正當のものたるなり。

之を要するに利子の徵收は中世紀の全般を通じて、原則として單に教會法のみならず、俗界の法制亦之を嚴禁し來りたる所なり。

所得の性質を論じて所得稅改正案に及ぶ

堀切善兵衛

一

租稅は人々の能力に應じて賦課せざる可らずとは財政學上の根本則なり、而して所得稅は納稅者の能力を比較的公平に表示するものなりとは是れ亦多數財政學者の意見一致する所なり。勿論一種の租稅のみを以てしては各人間に到底完全なる負擔の衡平を得せしむる能はず、然りと雖も國家が其必要とする費用を人民より徵收するは當り各人間に公平を得せしめんと欲せば先づ以て其收入の大少多寡を標準と爲すは至當なりと云はざるを得ず。されば近世文明諸國に於て所得稅のみを以て政府の全收入を擧げんとするもの無きと同時に之を以て其重要財源の一と爲さゞる無き所以なり。